

南アルプス市みんなでまちづくり協働事業選考要領

1 審査基準及び採点方法

南アルプス市みんなでまちづくり協働事業公募制度及び提案制度実施要領第7条の規定に基づく審査・評価委員会の審査基準及び採点方法は次による。

審査基準

- (1) 公益性 不特定多数の人々の利益につながる事業であるか
- (2) 有効性 市民満足度が高まり、成果・効果が期待できる事業であるか
- (3) 実現性 具体的で実現可能な事業であるか
- (4) 的確性 地域の社会的課題やニーズを的確に捉えた事業であるか
- (5) 協働性 市民と市役所の適切な役割分担のもと協働により相乗効果が期待できる事業であるか

採点方法

公開プレゼンテーションの審査の結果を基に、審査基準ごとに10点満点(一人50点満点)の評価を行う。

点数評価の目安は次のとおりとする。

非常に優れている	9～10点
優れている	7～8点
普通	5～6点
やや劣る	3～4点
劣る	1～2点

2 事前協議

市は、公募・提案事業の審査の前に、公募・提案事業の内容を確認・調整するため、必要に応じて公募・提案事業関係者と事前協議を行う。

市は、事前協議の結果を踏まえ、公募・提案事業の公益性、有効性、協働性等について検討を行い、審査の参考とするため意見を取りまとめ協働事業審査・評価委員会に提出するものとする。

公募・提案事業関係者は次に掲げるものとする。

公募・提案者

事業担当者(市役所)

みんなでまちづくり推進会議事務局

その他、公募・提案事業の実施に関係する者

公募・提案者は事前協議の結果に基づき公募・提案の修正又は取り下げを行うことができる。

3 審査方法

(1) 事前審査

ア 公募・提案事業の適格性に疑義がある場合に協働事業審査・評価委員会は、その適格性に関する市の意見を踏まえ、公募・提案事業の適格性を判定する。

イ 公募・提案事業が不適格と判断される場合は、本審査（プレゼンテーション）の前に理由を付して公募・提案を却下することができる。

ウ 公募・提案者が判定に不満がある場合は、協働事業審査・評価委員会へ意見を提出し、再審査を求めることができる。

(2) 公開プレゼンテーション審査

公開プレゼンテーションに基づき、採点を行う。

(3) 決定方法

審査委員の評価点数の合計の平均が、概ね35点以上の案件について協働事業候補として選定する。

(4) その他

次の者は、当該委員の審査に加われないものとする。

委員が当該公募・提案団体に所属する場合

その他、委員が審査に加わることが適当でないと判断される場合